

今後の保育サービスに関する基本方針（案）

1 目的

現在、喫緊の課題である待機児童の解消をはじめ、多様な保育ニーズの充足や地域の子育て支援への対応など、すべての子育て家庭を対象とした子育て施策の充実が市に求められている。

公立保育所はこれまで、三位一体改革に伴い公立保育所運営経費が一般財源化される中で、障がいや特別な配慮を必要とする児童の受入れをはじめ、地域の子育て支援などに積極的に取り組み、本市の保育水準の向上に努めてきた。一方、平成 2 8 年 1 月に小金井市保育検討協議会から市長に対し、公立・私立の保育施設を問わず、多様な保育ニーズの充足に向けて「のびゆくこどもプラン小金井」を着実に推進できる体制を整えること、また、公立保育所がモデル的な取り組みを示し、市内全ての保育施設の質の向上を目指す役割を担う必要性が求められているが、それらについて市は現状では十分に対応できているとは言い難いという指摘も受けている。

こうした中、子ども・子育て支援新制度による制度変更に伴う事業費や処遇改善等による扶助費の増、待機児解消のための新規園の開設等、さらには老朽化している公立保育所の維持管理費など、今後も保育事業に係る経費は加速度的に増加していくことが予想されるが、本市の行財政運営の現状としては危機的な財源不足が依然として続いており、保育事業においても従来型の行財政運営を継続しては、現状のサービスの維持すら困難となると考えられる。

については、公立保育所の特長やこれまで果たしてきた役割を踏まえ、さらに保育施策の充実を図り、果たしていくべき役割を積極的に担っていくため、民間で十分対応可能なものは民間に委ねるべきとの視点から、公立保育所の運営を業務委託方式（公設民営）に変更し、民間移譲（民設民営）へ移行する運営手法を導入するものである。

2 今後の方針

今後の公立保育所の運営手法を、以下の点を基本として見直すこととする。

- (1) 5 か所ある公立保育所は、果たしていくべき役割を担う上で必要な公立保育所を除き、平成 3 2 年度から業務委託し、その後の検証を経て、平成 3 4 年度から民設民営による運営に移行し、順次民営化等を進める。
- (2) 職員体制については、原則、正規職員を採用せず、補充が必要な場合は、任期付職員、非常勤嘱託職員、臨時職員による対応とする。
- (3) 民営化等によって生ずる財源は、子育て支援施策への充当を基本とする。
- (4) 公設公営の保育所は、市内の全ての保育所等との連携・協働を推進し、行政機関としての役割、地域子育て支援の拠点としての役割、保育施設の拠点として役割を積極的に果たしていくものとする。

3 民営化等の進め方

民営化等の進め方は、以下のとおりとする。

- (1) 民営化に係る方針（ガイドライン）案の策定
- (2) 保護者説明の実施
- (3) 事業者選定基準の策定
- (4) （仮称）三者協議会の設置
- (5) 業務委託
- (6) 第三者評価による検証
- (7) 民間移譲